



保険医療

国民健康保険被保険者証の交換手続きについて

現在使用中の国民健康保険被保険者証は、平成19年3月31日有効期限が切れます。交換は原則として郵送となりますが、国民健康保険税に納め忘れがある方は、役場町民課保険医療係の窓口での交換になります。

さらに、滞納の金額によっては、有効期限の短い保険証（短期被保険者証）や、医療機関でいったん10割の自己負担をしていたり、保険証（資格証明書）を交付するなど、厳しい措置をとらなければなりません。そのようなことにならないために、また、国民健康保険制度の安定的な運営のためにも、国民健康保険税の納付状況について、再度確認をお願いします。

なお、保険証は3月下旬には「配達記録郵便」で郵送する予定です。

※ 修学のため別個の保険証が必要なときは、申請に19

年4月以降発行の在学証明が必要で。また、修学者の住民票が松前町にある場合は、発行できません。ご注意ください。

保険証配達時における不在の場合の取扱いについて

保険証は、「配達記録郵便」で郵送しますので、配達時不在の場合、「郵便物お預かりのお知らせ」という文書が配達されます。

この場合は、郵便局に連絡のうえ、「希望の受取方法（再配達・郵便局窓口受取など）をご相談ください。

なお、「郵便物お預かりのお知らせ」に記載されている保管期限以降は、役場町民課保険医療係の窓口での受渡しとなります。特に、再配達を希望される場合はご注意ください。

〈注意事項〉

保険証送付用の封筒には開封口を設けています。開封の際にはお確かめのうえ、保険証を傷つけないようご注意ください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係
☎ 985-4107

税

お済みですか？

確定申告

3月15日(木)まで

平成18年分の申告と納税はお済みになりましたか。3月の所得申告の相談日程は下表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませるようにしてください。

なお、所得税の申告をした方は、町県民税の申告をする必要はありません。

○ 申告した所得は

申告によって決定された所得は、次の申請などのために必要な所得証明、課税・納税証明の基礎となり、資格判定の大切な資料となります。

- ① 児童手当や老人医療を受けるとき
- ② 老齢・障害福祉年金の支給を受けるとき
- ③ 保育所の入所申請をするとき
- ④ 奨学資金や幼稚園の就園

奨励金を申請するとき

- ⑤ 公営住宅を申し込むとき
- ⑥ 金融機関などから融資などを受けるとき

○ 申告に持参するもの

印鑑、社会保険料領収証又は支払証明書（健康保険など）、国民年金保険料について社会保険料控除を受けようとする方は、社会保険料から送付された「社会保険料（国民年金

保険料）控除証明書」、生命保

険・損害保険の控除証明書、医療費の領収書（ご自身で集計をしてくだささい）、障害者手帳など、還付金の預金口座（本人名義）の番号が分かるもの、税務署から送付された申告書類など

問い合わせ

役場税務課町民税係
☎ 985-4110

一般申告	月・日・曜日		申告会場及び受付時間		
	2月16日(金) から 3月15日(木) まで ※ただし、土・日曜日は除く		役場 2階 大会議室 受付時間 9時～11時30分 13時～16時		
出張申告	3月	受付時間		申告会場	
		日	曜日		9時～11時30分
		1	木	東古泉	徳丸
		2	金	大溝	中川原
		3	土	公民館又は集会所にて受付しています。	
		4	日		
		5	月	横田	鶴吉
		6	火	新立	出作
		7	水	南黒田	神崎
8	木	本村	筒井		
9	金	宗意原	北黒田		